

●香川県告示第504号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成24年香川県告示第377号（以下「告示」という。）で公示した区画漁業について、平成24年11月1日次のとおり免許した。

平成24年11月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 免許番号 別表のとおりとする。
- 3 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおりとする。
- 4 免許の存続期間 平成24年11月1日から平成25年9月30日まで
- 5 制限又は条件 告示のとおりとする。
- 6 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおりとする。

別表

免許番号	告示中の 番号	漁 業 権 者	
		氏名又は名称	住 所
区第318号	1	庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1
区第319号	2	庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1